

改正案	現行
<p>(合併の認可の申請)</p> <p>第二十二條 銀行は、法第三十條第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 株主総会の議事録(商法第四百十三條ノ三第一項(簡易な合併手続の要件)の規定により合併契約書について株主総会の承認を得ないで合併を行う場合における合併後存続する銀行にあつては、取締役会の議事録及び商法第四百十三條ノ三第五項の規定による株式買取の請求をした株主に関する事項を記載した書面)</p> <p>三、五 (略)</p> <p>六 商法第四百十二條第一項(債権者の異議)の規定による公告及び催告(公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における銀行にあつては、これらの公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面</p> <p>七、十四 (略)</p> <p>(営業譲渡等の認可の申請)</p>	<p>(合併の認可の申請)</p> <p>第二十二條 銀行は、法第三十條第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 株主総会の議事録</p> <p>三、五 (同上)</p> <p>六 商法第四百十二條第一項(債権者の異議)の規定による公告及び催告(公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における銀行にあつては、これらの公告)の状況を記載した書類</p> <p>七、十四 (同上)</p> <p>(営業譲渡等の認可の申請)</p>

第二十三条 銀行は、法第三十条第三項の規定による営業の譲渡若しくは譲受け又は同条第四項の規定による事業の譲受け（以下この条において「営業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならぬ。

一～四 (略)

五 法第三十四条第一項の規定による公告及び催告（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第

号）第五十八条の規定により読み替えて適用される銀行法第三十条第一項の規定により、公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における銀行にあつては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面又は法第三十五条第一項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類

六～十 (略)

十一 商法第二百四十五条ノ五第一項（簡易な営業全部の譲受け）の規定により総会の決議を経ないで営業又は事業全部の譲受けを行う銀行にあつては、最終の貸借対照表及び商法第二百四十五条ノ五第三項の規定による株式買取の請求をした株主に関する事項を記載した書面

十二 (略)

第二十三条 銀行は、法第三十条第三項の規定による営業の譲渡若しくは譲受け又は同条第四項の規定による事業の譲受け（以下この条において「営業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならぬ。

一～四 (同上)

五 法第三十四条第一項の規定による公告及び催告又は法第三十五条第一項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類

六～十 (同上)

(新設)

十一 (同上)

(銀行持株会社に係る合併の認可の申請)

第三十四条の二十九 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 株主総会の議事録(商法第四百十三条ノ三第一項(簡易な合併
手続の要件)の規定により、合併契約書について株主総会の承認
を得ないで合併を行う場合における合併後存続する銀行持株会社
にあつては、取締役会の議事録(合併により消滅する会社の株主
に対して支払をする金額を定めた場合にあつては、当該議事録、
最終の貸借対照表及び商法第四百十三条ノ三第五項の規定による
株式買取の請求をした株主に関する事項を記載した書面)

三(十五) (略)

2、3 (略)

(銀行持株会社に係る営業譲渡等の認可の申請)

第三十四条の三十一 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第三項の規定による営業の譲渡又は譲受け(以下この条において「営業譲渡等」という。)の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一(十一) (同上)

十二 商法第二百四十五条ノ五第一項(簡易な営業全部の譲受け)

の規定により総会の決議を経ないで営業又は事業全部の譲受けを

(銀行持株会社に係る合併の認可の申請)

第三十四条の二十九 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 株主総会の議事録

三(十五) (同上)

2、3 (同上)

(銀行持株会社に係る営業譲渡等の認可の申請)

第三十四条の三十一 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第三項の規定による営業の譲渡又は譲受け(以下この条において「営業譲渡等」という。)の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一(十一) (同上)

(新設)

行う銀行持株会社にあつては、最終の貸借対照表及び商法第二百四十五条ノ五第三項の規定による株式買取の請求をした株主に關する事項を記載した書面

十三 (同上)

2、3 (同上)

十二 (同上)

2、3 (同上)